

## 2021事務年度 金融行政方針（抜粋）

コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ

2021年8月

金融庁

# 2021事務年度 金融行政方針

～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～

2021年8月公表

## I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、**事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていく**とともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- **豪雨等の自然災害の発生時**には、金融機関に対して、**きめ細かな被災者支援を行うよう促していく**。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった**個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す**。
- **金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す**。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- **地域経済全体の活性化**に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- **地域金融機関が**地域の実情等を踏まえ**持続可能なビジネスモデルを構築**するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

## III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、**データ分析の高度化を推進**する。
- 金融行政各分野の**専門人材の育成**を進めるとともに、**職員の主体的な取組みを奨励**する枠組みの一層の活用、**財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境**の実現や、**質の高いマネジメントによる組織運営**を推進する。

## II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- **金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進**するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- **国際金融センターとしての地位確立**を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- **サステナブルファイナンスを推進**し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- **インベストメント・チェーン全体の機能向上**に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- **マネロン等対策の強化**や**サイバーセキュリティの確保**のほか、**システムリスク管理態勢の強化**を促す。

## Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する 3. サステナブルファイナンスの推進

世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、新たな産業・社会構造への転換を促す金融の重要性が高まっている。とりわけ、世界で加速する脱炭素化等に向けた動きを捉え、国内外の成長資金が日本企業の取組みに活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めることが喫緊の課題だ。その際、各産業がカーボンニュートラルを実現するためのトランジション(移行)も含め、企業の取組みが適切に評価されるものとなるよう施策を進める。

### (1) 企業情報開示の質と量の向上

- 2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえ、2022年4月に発足する東京証券取引所プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。
- くわえて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、国際的にも投資先として魅力ある市場となるよう、上場企業等によるサステナビリティに関する取組みの適切な開示のあり方を検討する。国際会計基準(IFRS)財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、官民挙げて積極的に参画する。

### (2) 市場機能の発揮

- 「グリーン国際金融センター」の実現に向け、国内外の様々な投資家が脱炭素等に資する投資判断を容易かつ的確に行える環境を整備することが重要だ。このため、発行体を含む広範なステークホルダーと連携しつつ、機関投資家の実務等に基づき資金用途等の基準の策定を進め、グリーンボンド等の適格性を客観的に認証する枠組みの構築を目指す。
- また、日本取引所グループ(JPX)等と協働し、こうした認証を得たグリーンボンド等の情報や発行体のESG(環境・社会・ガバナンス)に係る経営・取組方針等を広く集約・一覧化し、発行体や投資家向けの手引書等も含む情報プラットフォームの整備を行う。

## 金融庁「2021事務年度金融行政方針」(抄)

### (2)市場機能の発揮 (続き)

- 企業と投資家の橋渡し役を担うESG 評価機関・データ提供機関の役割も重要だ。評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムの構築に向け、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、ESG評価機関・データ提供機関に期待される行動規範等を策定する。そのため、企業と投資家が果たすべき役割を明らかにすることも念頭に、有識者等を交えた検討の場で議論を進める。
- また、投資家保護の観点から、急拡大している個人向けESG関連投資信託について、資産運用会社・販売会社に対するモニタリングを進めていく。
- ソーシャルボンドについては、新たなガイドラインを踏まえて、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定を検討する。

### (3)金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

- 金融機関においては、投融資先が気候変動に対応できるよう積極的に関与し、ノウハウを提供するなどの支援を行うことが期待されている。こうした金融機関の取組みを着実に進める観点から、地域企業の脱炭素化等を有効に支援するための地域金融機関向けの情報や知見を共有するなどの取組みをさらに進める。
- また、金融機関が気候変動への対応を経営上の課題として認識し、適切な態勢を構築することも重要だ。具体的には、気候変動リスクに関するガバナンス態勢の確立、気候変動のリスクと機会を考慮したビジネスモデル・戦略の策定、気候変動リスクの認識・評価・管理プロセスの構築、シナリオ分析の活用等が求められる。
- こうした観点から、本事務年度においては、日本銀行と連携し、3メガバンク・大手損保3グループを対象に、N GFSシナリオを共通シナリオとするシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施する。あわせて、投融資先支援と気候変動リスク管理に関し、まずは預金取扱金融機関・保険会社に必要な態勢に関するモニタリング上の着眼点を明確化する。

# サステナブルファイナンスの取組みの全体像

2021年7～9月

10～12月

2022年1～3月

4～6月

## 開示の充実

- 東証プライム市場の上場企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す
- 金融審ディスクロージャーWGにおいて、上場企業等によるサステナビリティに関する取組みの適切な開示のあり方を検討

## 市場機能の発揮

プラットフォーム・認証

- グリーンボンド等の適格性を客観的に認証する枠組みの構築に向け、議論
- 認証の取得状況を含むグリーンボンドの発行情報、ESG投資関連情報を幅広く集約するプラットフォームの整備に向け、議論

ESG評価機関

評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、ESG評価機関・データ提供機関に期待される行動規範等を議論

ESG関連投信

ESG関連投信の実態調査を行い、資産運用会社・販売会社へのモニタリングを実施

ソーシャルボンド

新たなガイドラインを踏まえて、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定を検討

## 金融機関の機能発揮

顧客支援

- 金融機関における、顧客事業者の気候変動対応支援内容につき検討
- 大手金融機関を対象とした共通シナリオに基づくシナリオ分析を試行的に実施

リスク管理

- これらも踏まえつつ、必要な態勢に関するモニタリング上の着眼点を明確化

【参考】サステナブルファイナンス有識者会議資料(抜粋)

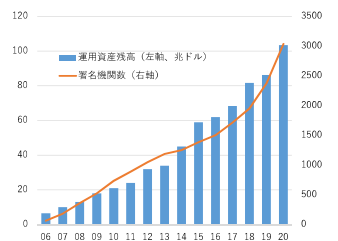
### コラム7：サステナブルファイナンスを巡る動き<sup>12</sup>

近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）を拡大させている。ESG 投資に関する原則を定めた責任投資原則（PRI）への署名機関数は、着実な増加を見せている（図表1）。

また、世界でグリーンボンドやソーシャルボンドといった ESG 関連債の市場規模も近年拡大しており、日本の市場規模も同様に近年拡大傾向にあるものの、諸外国と比較すると未だ低い水準にある（図表2、3）。

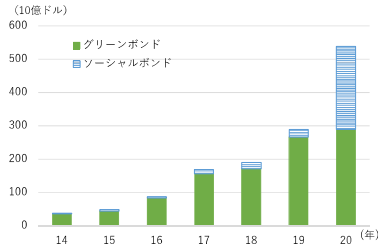
このような中、日本においても、2020年10月、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021年4月には、2030年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明された。この挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である（図表4）。

（図表1）PRI署名機関数と運用資産残高の推移



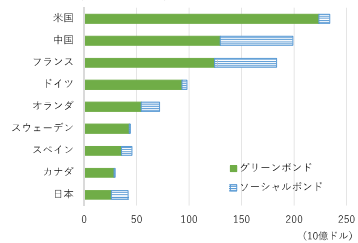
（資料）PRI 資料より、金融庁作成

（図表2）世界のESG関連債発行額推移



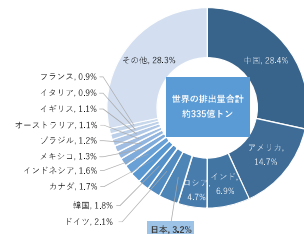
（資料）Climate Bonds Initiative 資料より、金融庁作成

（図表3）国別のESG関連債累計発行額（～2020年）



（資料）Climate Bonds Initiative 資料より、金融庁作成

（図表4）世界の二酸化炭素排出量（2018年）



（資料）全国地球温暖化防止活動センター資料より、金融庁作成

<sup>12</sup> 本文II、3、サステナブルファイナンスの推進 参照

概要

本文

コラム

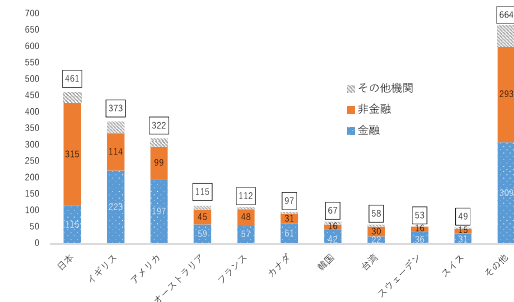
補足資料

カーボンニュートラルの実現には、巨額の資金が必要となる。国際エネルギー機関（IEA）によると、パリ協定の目標達成に向けた2040年までのエネルギー関連の必要投資額は、世界全体で約54.4兆ドル～67.8兆ドル（約5,930兆円～7,390兆円）と試算されている。日本企業は脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有しており、35兆ドル（約3,740兆円）ともいわれる世界のESG投資資金を日本に呼び込み、国内外の成長資金がこうした企業の取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要である。

こうした観点から、2020年12月、金融庁に「サステナブルファイナンス有識者会議（座長：水口剛 高崎経済大学学長）」が設置され、以下の3点を提言の柱とする報告書が、2021年6月に公表された。

「**企業開示の充実**」：中長期的な企業価値の維持・向上に向けて、企業が投資家や金融機関と建設的な対話を進める上では、サステナビリティ情報に関する適切な企業開示が鍵となる。日本は既に世界最多の約460社がTCFD提言に賛同しているが、コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021年6月）を踏まえて気候変動開示の質と量の充実を促すと共に、サステナビリティに関する開示のあり方について、継続的に検討していく必要がある（図表5）。

（図表5）TCFD賛同機関数（2021年7月末時点）



（資料）気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）資料より、金融庁作成

「**市場機能の発揮**」：サステナブルファイナンス市場の活性化に向けて、機関投資家、取引所、ESG 評価機関・データ提供機関等の市場の主要プレーヤーが期待される役割を適切に果たすことにより、高い流動性の確保や価格発見機能の提供を通じ、効率的な資金配分という市場機能を発揮することが重要である。

「**金融機関の投融资先支援とリスク管理**」：間接金融の比率が高い日本においては、銀行をはじめとする金融機関が、サステナビリティの視点を織り込み、投融资先の脱炭素化支援を推進することで実体経済の移行を支え、あわせて、自身のリスク管理態勢の構築を進めることが重要である。

概要

本文

コラム

補足資料